

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

安芸高田市長

市町村名 (市町村コード)	安芸高田市 (34214)	
地域名 (地域内農業集落名)	高宮地域 (三田林、栃林、上梶矢、下梶矢、上竹貞、下竹貞、下川根、山根、直会、谷口、下宮、田草、行部、薬師、亀谷、二重谷、栃原、篠原、杉の原、歌が谷、すだれ、深渡、切田、中原、上城、土居谷、宍戸城、塔が峰、細河内、常広、仲仙道、後迫、茂谷、行田、市、向原、宮迫、後岡城、枳原、仁王丸、日南側、東城、下沖城、上沖城、土居之内、田屋郷、下用地、上用地、日原、叶谷、中之郷、下福田、上福田、島之尾、水松、下船木、後側、前川、五十貫部、上吉、志部府、竹部迫、野部、上式敷、下式敷、信木、所木、三田谷、野々原、上羽佐竹、中羽佐竹、下羽佐竹、原山、下房後、勘部、新迫、表郷)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月5日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>本地域は、市北部、江の川支流長瀬川及び生田川流域、江の川支流本村川流域に位置している。農用地は海拔150～350mに分布し、本村川流域(原田)の平坦地を除くと、多くが棚田等の急傾斜地で構成されている。農用地は田や畑としての利用が中心。水稻を基幹として、園芸作物(水耕ねぎ、アスパラガス、白ネギ、レタス、施設野菜)、畜産(乳用牛、肉用牛、ブロイラー、養豚)等の経営が営まれている。</p> <p>地域内で最も畜産が盛んで、乳用牛、肉用牛、ブロイラー、養豚等の企業的経営体もみられる。また、酒米やゆず(川根)等の産地を形成しているほか、企業参入など市内で最も大規模経営体が育成されている地区である。</p> <p>ほ場整備・草地造成・農地開発・かん排・農道整備事業等多数の大規模事業が実施され、堆肥センターも整備されている。今後すだれ地区の再整備が進められ、スマート農業に対応した基盤整備が検討されている。</p> <p>市内全域でシカやイノシシによる農作物被害が多く、鳥獣被害対策が農業者の大きな負担となっている。</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>水稻、園芸作物や畜産での大型経営体等の担い手を育成し、水稻経営や園芸作物経営、畜産経営を推進するため、農地中間管理事業を活用し、担い手へ農地を面的に集積し、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。</p>

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,296 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,296 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農業振興地域内の農用地区域の農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。</p>
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、法人等の担い手へ農地の集積、集約化を進める。また、連担化による効率的な営農を実現するため、担い手間での農地の調整も必要。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業委員や農地利用最適化推進委員による地権者の貸付意向の把握及び調整を推進し、農地中間管理機構を通じた利用権の設定及び農地の集約化を推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
古いほ場整備事業では1区画ごとの面積が小さいため、地域の意向、法人等担い手の意向を踏まえ、必要に応じて再整備を検討していく。大型機械作業が可能なほ場整備により、農作業のさらなる省力化を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
法人等の担い手を育成するとともに、周辺地域や関係機関と連携し、新規就農者の受け入れや地域外からの参入者についても検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在は未定である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓ ①鳥獣被害防止対策	✓ ②有機・減農薬・減肥料	✓ ③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	✓ ⑦保全・管理等	⑧農業用施設	✓ ⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣の侵入防止柵の設置・修繕などに継続的に取り組み農業被害を抑制するとともに、被害状況によっては捕獲班と連携し速やかに対応を図る。
- ②特別栽培農産物、環境保全型農業などの取り組みを関係機関と連携し支援していく。
- ③スマート農業などの新しい技術を活用し、作業効率の向上や省力化を図る。
- ⑦日本型直接支払制度事業に継続的に取り組み、農地の保全管理と農業用施設の維持管理を図る。
- ⑨飼料作物を地域内の畜産農家等へ供給しつつ、市内堆肥センターで生産される堆肥の活用を促進する。